

「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務委託要求水準書

1 業務名

「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務

2 目的

市制施行20周年という節目の年に記念映像を作成し、平川市の20周年の歩みを振り返るとともに、平川市の人、産業、歴史や文化、自然や四季折々の風景等、平川市の魅力を市内外へ広く伝え、将来を展望することを目的とする。

また、作成する動画は、市制施行20周年の一過性の映像とはせず、長期に渡り使用できる動画を作成することを目的とする。

3 履行期間

契約した日の翌日から令和7年12月1日まで

4 業務の内容

以下に掲げる業務に関して、平川市のキャッチフレーズである「時と水ゆったり流れる平川市」をコンセプトとして、企画段階から創意工夫し、効果的に業務の目的を達成するため、本市と十分に協議・調整等を行いながら、業務を実施すること。

(1) 動画の企画・構成・撮影・取材

ア 受託者は、プロポーザルでの企画提案内容を基に、動画の撮影スケジュール、構成、演出等について、市と十分協議・調整の上決定すること。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成すること。なお、映像の種類は、実写、アニメーション、CG等種別は問わない。

イ 受託者は、撮影の際、取材対象者及び取材対象物（管理者）に対し、撮影の目的や成果品がインターネット及び各種イベント等で公開されることを伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。なお、撮影許可の手続き及び交渉については、一切の手続きを受託者が行うものとする。

ウ 動画作成に使用するデータは、新規撮影を原則とするが、受託者が著作権を有するもの、未発表のデータ、又は著作権者の承諾を得た過去の映像等について、あらかじめ委託者が認める場合は、この限りではない。その際、二次使用等に関する映像素材の出典情報をまとめた資

料及び権利者からの転載許諾書の写しなどの二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を発注者へ提出すること。

また、受注者の希望により、発注者が所有する映像素材等を使用してもよい。その際は、発注者と受注者の協議の上、使用する映像素材が分かる資料を発注者へ提出すること。

(2) 動画編集

ア 作成する動画は次のとおりとする。

(ア) 市制施行20周年の軌跡を共有するための動画

5分～10分程度 1本

(イ) 市の魅力等を発信するための動画 3分～5分程度 2本

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のダイジェスト版

イ 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像編集を行うこと。また、映像編集に必要となるイラスト等を作成すること。

ウ 編集にあたり、社会通念上不快と思われるシーンは使用しないこと。

エ 単なる記録映像とならないよう視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込むこと。

オ アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に内容が伝わる映像とすること。

カ 次の用途で使用することを想定した映像規格とすること。

(ア) 記念式典での上映

(イ) 市ホームページ、SNSや動画配信サイトでの配信

(ウ) 市が所管するデジタルサイネージ等への掲載

(エ) その他、各種イベントでの放映

(3) その他

ア 各種協議、打合せ等を行った際は、その都度受注者で議事録を作成し、委託者へ提出すること。

4 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下、「著作権等」という。)は全て市が保有するものとする。

(2) 作成した映像、デザイン、イラスト等は全て本市に電子データにて納品し、本契約期間終了後においても本市が自由に利用、複製、加工及び再編集を行い、公表できるものとする。

(3) 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受注者将来にわた

りいかなる場合も行使しないものとする。

- (4) タレント等の起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (5) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。